担当課(予防課

結果(途中(終了)

平成27年2月1日時点

2 市民参加	口の手続 実施結果について								
通 称	火災事故を踏まえた防火対策に関する条例の改正	市が考える	・京都福知山花火大会の火災事故を踏まえた防火対策を義務付けることにより、屋外催しにおける類似火災の防止及び火災予防効果がある。						
名 称	流山市火災予防条例の一部を改正する条例(案)	市民等への影響	·対象火気器具等を使用し、露店等を開設しようとする市民に対し、消防署への届出義務を課す。						
概 要	1 屋外催しの指定 (多数の者が集まる催しのうち、大規模な催しとして消防長が別に定める要件に該当するものを指定し「指定催し」とする) 2 屋外における催しの防火管理 (1の指定催しを主催する者に対し、防火担当者の選任、火災予防業務計画の作成等を義務付ける。) 3 対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合の届出 (多数の者の集合する催しに際して、対象火気器具等を使用する露店等を開設しようとする場合は、消防署に届出を義務付ける。) 4 罰則 (2の火災予防業務計画を提出しなかった者に対し、罰則を科す。)								
市民参加の実施 結果を踏まえた 担当課の意見	・参加者を増やすために、今年の流山花火大会当日に露店等の出店者に対し、改正概要を周知するため意見交換会の案内通知を配布した。 ・結果的に市民からの意見等はなかったことから、市の提示した流山市火災予防条例の一部改正(案)に賛同したものと解釈する。								

(1)市民参加の実施内容

(1)手法を選択した理由について

市民参加の方法を選択 した理由・実施時期(流 れ)を選択した理由 時間や場所等に拘束されず、意見表明ができるため、幅広い市民から意見聴取が可能と考えたため。

·意見交換会

・パブリックコメント

市民と市が直接意見交換が可能であり、率直な意見が聴取できると考えたため。

(2)実施時期について

・パブリックコメント実施期間中に意見交換会を開催することで、改正案に対する意識が高まり、パブリックコメントへも意見を提出してみようという市民が増えるのではないかと考えた。

市民参加の手法	開催告知日	募集期間	受付方法	開催日等	人数等	人数構成内訳	結果の公表	意見の反映	工夫したこと	その他特記事項
パブリックコメント	< HP > H26/9/1~ < 広報紙 > 9月1日号 < 出張所·公民館等	< H P > H26/9/1 ~ 9/30	ファクシミリ 郵送 電子メール 書面の持参	-	意見数なし		< H P >	意見を反映した (案を修正した)	資料作成にあたり、より多く	
							H26/11/21~ <広報紙> 11月21日号	来で形正しなかり た	の市民から意見を募るため、改正内容をわかりやすいものにした。	
	H26/9/1~							その他		
意見交換会	<hp> H26/9/1~ <広報紙> 9月1日号</hp>	_	- 3	H26/9/7 市役所第2庁舎 301 10:00~	参加者なし	-	<hp> H26/11/21~ <広報紙> 11月21日号</hp>	意見を反映した (案を修正した)	資料作成にあたり、より多く の市民から意見を募るた め、改正内容をわかりやす いものにした。	
								案を修正しなかっ		
								その他		

				意見を反映した (案を修正した)	
				案を修正しなかっ た	
				その他	

(2)実施された市民参加の流れ

------> *継続的なもの

市民参加の手法	平成 年度													
市民参加の手法	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
パブリックコメント						パブリックコメント実施								
10000 TXJ						9月1日~9月30日								
意見交換会						9月7日(日)10:00~								
						市役所第2庁舎								
											_			